

周南市分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

山口県周南市

令和4年6月

周南市分別収集計画

令和4年6月22日

1 計画策定の意義

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらした。しかし、資源の浪費や地球温暖化など地球規模の環境問題が顕著化し、ごみ問題やダイオキシン問題など、私たちの身近な環境においても大きな問題を抱えることとなった。

今後は、限られた地球の資源を大切にし、さらに環境への負荷を軽減したうえで、資源の消費をできるだけ少なくし、資源を繰り返し利用することにより環境と経済が調和、共生した持続的に発展する社会、すなわち「循環型社会」に移行することが課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「法」という）第8条に基づいて、「周南市一般廃棄物処理基本計画」を基本とし、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、行政・市民・事業者それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、「みんなでつくる循環型社会のまち・周南」の基本理念のもと、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分量の削減が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

(1) 発生・排出削減の推進

ごみの発生・排出削減を推進するために、行政・市民・事業者がごみゼロ意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たしながら、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を行う。

(2) 再資源化・適正処理の推進

平成23年4月に供用開始した周南市リサイクルプラザを中心として、環境に配慮したごみの適正処理及びさらなる再資源化を図る。

また、分別方法の周知・徹底及び行政・市民・事業者の協働により再資源化を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	6,752 t	6,661 t	6,631 t	6,576 t	6,531 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) ごみ対策推進審議会の審議の充実

市民や事業者の意見、要望を施策に反映させ、容器包装廃棄物等の分別収集を円滑かつ効率的に推進するため、市民や学識経験者、企業関係者からの委員で構成するごみ対策推進審議会を活用し、その審議の充実を図る。

(2) 環境衛生団体活動の支援・充実

周南市快適環境づくり推進協議会を通じて、各環境衛生団体によるごみステーションの巡回やごみ出しマナーの指導などの活動を支援し、充実させる。

(3) クリーンリーダーの設置・育成

地域におけるごみ減量の意識啓発やごみステーションの美化などの活動のリーダー役として、各自治会にクリーンリーダーを設置し、ごみ問題に関する地域の指導者として育成する。

(4) 資源物団体回収報奨金制度

子ども会や市民団体等の資源物回収団体に対して、「資源物回収報奨金」を交付することにより、回収団体の育成を図り、資源物の再資源化を促進する。

(5) 事業用大規模建築物における廃棄物減量等推進責任者制度

大規模建築物の所有者等が選出した「廃棄物減量等推進責任者」に、「事業用大規模建築物における廃棄物の減量等に関する計画書」の提出を義務付け、事業用大規模建築物から排出される廃棄物等の減量及び適正処理を促進する。

(6) マイバック持参運動の推進

マイバッグ持参運動（買い物袋の持参運動）に関しては、「山口県における容器包装廃棄物の削減に関する協定」のもと、県と連携しながら、市内のスーパーマーケット等におけるレジ袋配布の自粛を推進する。

(7) 普及啓発活動の充実

市広報やCATVの番組作成、自治会集会や市民団体などへの出前講座、市民交流イベントの開催（エコフェスタ）やごみ処理施設見学バスツアーなど、あらゆる方法や機会を活用し、市民や事業者に対して、ごみの排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の急増など、ごみ処理の厳しい状況についての再認識を促すとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義や効果及びごみの適切な出し方に関する意識啓発活動を実施し、リサイクル活動への参加意欲の醸成を図る。

(8) 生ごみリサイクルの推進

現在、排出されている燃やせるごみの多くが生ごみであるため、これを効率的にリサイクルし、発生・排出削減を推進するため、生ごみの利用促進、生ごみ処理機購入費の補助等に取り組む。

(9) 家庭ごみ処理有料化の導入検討

家庭ごみ処理の有料化により、ごみ排出に関する意識が高まり、ごみの発生抑制や資源物の分別の徹底によりリサイクルが促進され、最終処分場の延命化を図ることができるため、導入を検討する。

なお、本市では、平成18年6月にごみ対策推進審議会から「ごみ処理有料化」について答申を受け、平成20年1月から市民説明会・意見募集・パブリックコメント・出前講座を実施し、平成20年6月市議会に上程したが、「否決」となった。否決理由を踏まえ、今後再検討していく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

本市の廃棄物処理施設の整備状況、分別収集体制、市民の協力度及び不燃物処分場の残余容量等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分を下記のとおり定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		びん・缶類
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん・缶類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		古紙・衣類
主として段ボール製の容器		古紙・衣類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		古紙・衣類
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		容器包装プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	下記合計		下記合計		下記合計		下記合計		下記合計	
	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自	引渡	独自
スチール製の容器	116 t		115 t		114 t		113 t		112 t	
	0 t	116 t	0 t	115 t	0 t	114 t	0 t	113 t	0 t	112 t
アルミ製の容器	256 t		254 t		252 t		250 t		248 t	
	0 t	256 t	0 t	254 t	0 t	252 t	0 t	250 t	0 t	248 t
無色のガラス製容器	228 t		226 t		225 t		223 t		221 t	
	59 t	169 t	59 t	167 t	59 t	166 t	58 t	165 t	58 t	163 t
茶色のガラス製容器	442 t		438 t		435 t		431 t		428 t	
	113 t	329 t	112 t	326 t	111 t	324 t	110 t	321 t	109 t	319 t
その他のガラス製容器	113 t		112 t		111 t		110 t		109 t	
	29 t	84 t	29 t	83 t	29 t	82 t	29 t	81 t	29 t	80 t
飲料用紙製容器	37 t		37 t		37 t		37 t		37 t	
	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t	0 t	37 t
段ボール	610 t		605 t		601 t		595 t		590 t	
	0 t	610 t	0 t	605 t	0 t	601 t	0 t	595 t	0 t	590 t
その他の紙製容器包装	864 t		857 t		851 t		843 t		836 t	
	0 t	864 t	0 t	857 t	0 t	851 t	0 t	843 t	0 t	836 t
ペットボトル	357 t		354 t		352 t		349 t		346 t	
	348 t	9 t	345 t	9 t	343 t	9 t	340 t	9 t	337 t	9 t
その他のプラスチック製容器包装	1,883 t		1,868 t		1,856 t		1,839 t		1,824 t	
	1,863 t	20 t	1,848 t	20 t	1,836 t	20 t	1,819 t	20 t	1,804 t	20 t
合計	4,906 t		4,866 t		4,834 t		4,790 t		4,751 t	
	2,412 t	2,494 t	2,393 t	2,473 t	2,378 t	2,456 t	2,356 t	2,434 t	2,337 t	2,414 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の特定分別基準適合物の資源化量等} \times \text{推定人口}$$

※ 推定人口については、「周南市 人口ビジョン改訂版」における推計人口（令和7年度：約13.6万人、令和12年度：約13.1万人）を前提として、独自に推計を行った。

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
推定人口	137,992人 (対前年比) 99.2%	136,893人 (対前年比) 99.2%	136,000人 (対前年比) 99.3%	134,720人 (対前年比) 99.1%	133,647人 (対前年比) 99.2%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の資源物の分別回収、資源回収団体による収集体制を活用して行う。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段 階
スチール製の容器	びん・缶類	市による定期収集及び回収団体による団体回収	市 民間事業者
アルミ製の容器			
無色のガラス製容器	びん・缶類	市による定期収集及び回収団体による団体回収	市 民間事業者
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	古紙・衣類	市による定期収集及び回収団体による団体回収	市 民間事業者
段ボール製の容器	古紙・衣類	市による定期収集及び回収団体による団体回収	市 民間事業者
その他の紙製容器包装	古紙・衣類	市による定期収集	市
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集及び回収団体による団体回収	市 民間事業者
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プラスチック	市による定期収集	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成23年4月に供用開始した周南市リサイクルプラザにおいて、スチール製の容器、アルミ製の容器、無色のガラス製容器、茶色のガラス製容器、その他のガラス製容器、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の選別、圧縮及び保管を行う。

※周南市リサイクルプラザの概要

- ・所在地：周南市臨海町5番地
- ・処理能力：80t/日
- ・処理するごみの種類：びん・缶類、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、燃やせないごみ、粗大ごみ

飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装については、従前に引き続き、民間事業者の再生処理施設において処理を行う。

分別収集をする 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	主な収集車	中間処理施設
スチール製の容器	びん・缶類	透明又は 半透明袋	パッカー車	周南市リサイクル プラザ
アルミ製の容器				
無色のガラス製容器	びん・缶類	透明又は 半透明袋	パッカー車	周南市リサイクル プラザ
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙・衣類	ひもで縛 る	パッカー車	民間事業者 再生処理施設
段ボール製の容器				
その他の紙製容器包装				
ペットボトル	ペット ボトル	透明又は 半透明袋	パッカー車	周南市リサイクル プラザ
その他のプラスチック 製容器包装	容器包装プ ラスチック	指定袋	パッカー車	周南市リサイクル プラザ

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集に関し重要な事項

- (1) 「ごみの分別方法（保存版）」や「ごみ収集カレンダー」などを市民に配布することなどにより、正しい分別を促進するとともに、資源物の回収効率の向上を図る。
- (2) 平成22年11月に分別を開始したプラスチック製容器包装（本市の分別の区分では「容器包装プラスチック」）について、市民に指定ごみ袋での排出を求めることにより、正しい分別を促進するとともに、資源物の回収効率の向上を図る。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。

<添付資料>

1. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1項）
2. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）
3. 容器包装廃棄物のフロー

【添付資料 1】

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第 8 条第 2 項第 1 号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量
スチール製の容器	264 t	2 t	260 t	2 t	258 t	2 t	255 t	2 t	253 t	2 t
アルミ製の容器	132 t	22 t	130 t	22 t	129 t	22 t	128 t	23 t	127 t	23 t
無色のガラス製容器	264 t	0 t	260 t	0 t	258 t	0 t	255 t	0 t	253 t	0 t
茶色のガラス製容器	307 t	0 t	303 t	0 t	301 t	0 t	298 t	0 t	296 t	0 t
その他のガラス製容器	220 t	2 t	216 t	3 t	215 t	3 t	213 t	3 t	211 t	3 t
飲料用紙製容器	220 t	3 t	216 t	3 t	215 t	3 t	213 t	4 t	211 t	4 t
段ボール	703 t	338 t	692 t	343 t	688 t	353 t	681 t	357 t	676 t	360 t
その他の紙製容器包装	1,493 t	0 t	1,471 t	0 t	1,461 t	0 t	1,447 t	0 t	1,436 t	0 t
ペットボトル	791 t	15 t	779 t	15 t	773 t	16 t	766 t	16 t	760 t	16 t
その他のプラスチック製容器包装	1,976 t	0 t	1,946 t	0 t	1,934 t	0 t	1,915 t	0 t	1,900 t	0 t
計	6,370 t	382 t	6,273 t	388 t	6,232 t	399 t	6,171 t	405 t	6,123 t	408 t
合計	6,752 t		6,661 t		6,631 t		6,576 t		6,531 t	

【添付資料2】

各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量	排出量 (団体回収 除く)	団体回収 量
スチール製の容器	115 t	1 t	114 t	1 t	113 t	1 t	112 t	1 t	111 t	1 t
アルミ製の容器	243 t	13 t	241 t	13 t	239 t	13 t	237 t	13 t	235 t	13 t
無色のガラス製容器	228 t	0 t	226 t	0 t	225 t	0 t	223 t	0 t	221 t	0 t
茶色のガラス製容器	442 t	t	438 t	t	435 t	t	431 t	t	428 t	t
その他のガラス製容器	111 t	2 t	110 t	2 t	109 t	2 t	108 t	2 t	107 t	2 t
飲料用紙製容器	35 t	2 t	35 t	2 t	35 t	2 t	35 t	2 t	35 t	2 t
段ボール	407 t	203 t	404 t	201 t	401 t	200 t	397 t	198 t	394 t	196 t
その他の紙製容器包装	864 t	0 t	857 t	0 t	851 t	0 t	843 t	0 t	836 t	0 t
ペットボトル	348 t	9 t	345 t	9 t	343 t	9 t	340 t	9 t	337 t	9 t
その他のプラスチック製容器包装	1,883 t	0 t	1,868 t	0 t	1,856 t	0 t	1,839 t	0 t	1,824 t	0 t
計	4,676 t	230 t	4,638 t	228 t	4,607 t	227 t	4,565 t	225 t	4,528 t	223 t
合計	4,906 t		4,866 t		4,834 t		4,790 t		4,751 t	

添付資料3

容器包装廃棄物のフロー

